

## 静岡県告示第714号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

### 1 名称

愛鷹山鳥獣保護区特別保護地区

### 2 区域（区域表示の変更）

位牌岳を起点として同地点から富士市と裾野市の境界線に沿って西北西に進み鋸岳を経て呼子岳に至り、さらに北に進み越前岳に至り、同地点から富士市と裾野市の境界線に沿って北北西に進み裾野市国有林453林班界に至り、同地点から国有林453林班界に沿って東南東に進み、453及び452林班界に至り、同地点から453及び452林班界に沿って南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

### 3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

### 4 保護に関する指針

- (1) 指定区分 森林鳥獣生息地
- (2) 指定目的 本地区は国立公園特別地域や自然環境保全地域に指定された自然環境豊かな地域であり、多様な動植物が生息しており、特別保護地区として指定する必要がある。